

本人通知制度

新潟市では、住民票の写しなどが第三者に取得された事実を本人に通知することで、不正な請求を未然に防ぐとともに、市民の皆様の人権やプライバシーを守ることを目的として、「新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を実施しています。

通知を受けるには、事前に登録申請が必要です。

登録できる方（いずれかに該当する方）

- 新潟市の「住民基本台帳」または「戸籍の附票」に記録されている方
（削除された住民票、または除かれた戸籍の附票に記録されている方を含む）
- 新潟市を本籍とする「戸籍」に記録されている方
（除かれた戸籍に記載されている方を含む）

登録に必要なもの

- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード、等）
- 代理人が申請する場合は、代理権限を明らかにする書類
（委任状、戸籍謄本、登記事項証明書、等）

登録申請窓口

※それぞれの区へ申請が必要ですが、いずれか一方の窓口で一括して申請が可能です

- 住民票については、住所地の区役所
- 戸籍、戸籍の附票については、本籍地の区役所

※郵送でも申請できます。
詳しくは、お問い合わせください。

通知の内容

- 交付年月日、交付請求者の種別、交付した証明書種類、交付通数

通知の対象となる証明書（主なもの）

- 住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本 など
（削除された住民票、除かれた戸籍・附票を含む）

制度詳細は裏面または新潟市ホームページをご覧ください。
新潟市ホームページでは、申請書のダウンロードも可能です。 ⇒

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/todokede/oshirase/honnin-tsuuchi.html>



本人通知制度について

1 本人通知制度とは

(1) この制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本等（以下「住民票の写し等」という。）を第三者等に交付した場合、事前に登録された方（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度ですので、**制度の趣旨を十分ご理解いただき、制度の内容に同意のうえ申請してください。**

※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否する、あるいは交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。また、第三者等からの請求が不正請求であったかを市が調査する制度ではありません。

(2) 登録受付日の翌日以降、第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付日から30日を経過した後、登録者へ「新潟市住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

(3) 次の請求は通知の対象になりません。

- 登録者本人又は同一世帯員からの、住民票関連の証明書の請求
- 登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者・直系尊属卑属からの、戸籍関連の証明書の請求
- 国又は地方公共団体からの請求

(4) 通知書では、次の事項をお知らせします。

- 交付年月日
- 交付請求者区分（請求者の種別）
- 交付した種類
- 交付通数

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報に記載されません。

※ 新潟市個人情報保護条例に基づき、通知のあった交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、法人の名称や特定事務受任者【注】の氏名等を除き、第三者等に関する個人情報は開示しない場合があります。あらかじめご了承ください。

【注】「特定事務受任者」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

2 事前登録について

(1) 登録の申請受付は、住民票については**住所地**、戸籍及び附票については**本籍地**の区役所区民生活課（中央区は窓口サービス課）で行います。**それぞれの区役所に申請が必要です（どちらか一方の区役所窓口にて一括して申請が可能です）。**

(2) 代理人により登録を申し出ることができます。

(3) 郵便又は信書便により登録を申し出ることができます。

(4) 住民異動届や戸籍の届出等により登録事項（住所、本籍等）に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、本制度における変更の届出が必要となります。

(5) 登録の有効期限はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、以下に該当した場合は登録を抹消します。

- 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき
- 海外に転出したとき
- 住民票が職権消除されたとき
- 通知対象の住民票除票等が保存期間経過により全て廃棄されたとき
- (4) の変更届出をしなかったために通知書が返戻されたとき

3 その他

(1) 登録事務等において、住民基本台帳及び戸籍等の内容を確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 登録者のうち戸籍関連証明を通知対象とした方は、登録者本人及び同一戸籍内に記載されている方全員について、コンビニ交付による戸籍関連証明の発行ができません。また、同一戸籍内に記載される者からコンビニ交付が利用できない旨の問い合わせがあった際、本制度への登録が理由である旨を回答する場合があります。あらかじめご了承ください。

＜ お問い合わせ先 ＞

【制度について】 市民生活課

025-226-1013（直通）

【手続について】 各区役所

※右欄を参照ください（直通）

北区区民生活課	区民窓口係	025-387-1255
東区区民生活課	区民窓口係	025-250-2235
中央区窓口サービス課	証明チーム	025-223-7106
江南区区民生活課	区民窓口係	025-382-4203
秋葉区区民生活課	区民窓口係	0250-25-5674
南区区民生活課	区民係	025-372-6105
西区区民生活課	区民窓口係	025-264-7211
西蒲区区民生活課	区民窓口係	0256-72-8317